平成２６年（フ）第２３号
福井県鯖江市鳥羽３丁目６－５　アーバンライフ鳥羽　205号室、住民票上の住所福井県越前市瓜生町第44号15番地の３　コスモスＫ・ＴⅡ―202
債務者　新留　和代
1　決定年月日時　平成26年２月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで　福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２３２号
長野市大字富竹595番地１　プライマリーコートＦ201
債務者　糸川　貴之
1　決定年月日時　平成26年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで　長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２３５号
長野県須坂市大字相之島640番地
債務者　望月　幸子
1　決定年月日時　平成26年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで　長野地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第７号
長野市篠ノ井二ツ柳1386番地の２
債務者　新井　眞弓（旧姓笠原）
1　決定年月日時　平成26年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで　長野地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１３号
長野県飯田市鼎下茶屋1034番地
債務者　内山　一惠
1　決定年月日時　平成26年２月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで　長野地方裁判所飯田支部

平成２６年（フ）第５号
長野県駒ヶ根市赤穂14番地706　馬見塚団地県営56号室
債務者　佐々木　忠
1　決定年月日時　平成26年２月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで　長野地方裁判所伊那支部

平成２６年（フ）第１１号
長野県上伊那郡南箕輪村155番地　ハイツ天下方108号
債務者　伊藤　道雄
1　決定年月日時　平成26年２月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで　長野地方裁判所伊那支部

平成２６年（フ）第７号
岐阜県美濃加茂市深田町３丁目８番32号　ライフダイギン202、前住所鹿児島県西之表市西之表6592番地３
債務者　森　ますみ
1　決定年月日時　平成26年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで　岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２５年（フ）第２５２号
三重県鈴鹿市庄野東１丁目６番15号
債務者　植村　榮治
1　決定年月日時　平成26年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで　津地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１１号
滋賀県長浜市神照町872番地21　コスモスハイツ長浜306号室
債務者　本庄千代子
1　決定年月日時　平成26年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで　大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２５年（フ）第１５５号
兵庫県川西市多田桜木１丁目７番２―106号
債務者　海島　大和
1　決定年月日時　平成26年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで　神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第２６５号
兵庫県宝塚市山手台西２丁目５番５号
債務者　道前久美子
1　決定年月日時　平成26年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで　神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第１１４２号
広島市安芸区中野東６丁目46番12号
債務者　荒木　　力
1　決定年月日時　平成26年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１１４３号
広島市安芸区中野東６丁目46番12号
債務者　荒木　夕貴
1　決定年月日時　平成26年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１１７９号
広島市安佐南区川内３丁目22番10―201号Ｂ
債務者　延藤　成二
1　決定年月日時　平成26年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１８号
広島市安佐北区あさひが丘９丁目10番33号
債務者　竹内　洋司
1　決定年月日時　平成26年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第７号
山口県下関市小月本町２丁目16番12号　サニータウンＢ102号、前住所山口県下関市東大和町１丁目３番１―304号
債務者　岡本　剛士
1　決定年月日時　平成26年２月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２６年（フ）第５号
愛媛県新居浜市大生院58番地
債務者　三並　照典
1　決定年月日時　平成26年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで　松山地方裁判所西条支部